

委 託 業 務 仕 様 書

次に示すとおり、製造業の食品衛生責任者を対象に研修を行い、当該責任者の資質の向上を図ること。

1 対象業種及び人員

対象業種：製造業（食品衛生法施行令（昭和28年8月31日政令第229号）第35条第11号から同条第30号及び、同条第32号に規定された業種

対象人員：約900人

2 研修方法

(1) 期日 契約期間内に1日（2時間程度）実施すること。

(2) 場所 一般社団法人岡山県食品衛生協会の各支所(岡山県が所管する保健所及び保健所支所に設置された食品衛生協会)ごとに会場を設定(計8会場以上)し、実施すること

(3) 研修内容

①食品衛生責任者の責務について

②食中毒とその予防について

③HACCPに沿った衛生管理について

④食品衛生法令の改正及び食品に係る事件・事故等の近況について

3 その他

(1) 研修の対象となる食品衛生責任者の名簿は県が所管する保健所の食品衛生担当課から提供する。

(2) 研修対象者への研修会の開催案内は受託者において行うものとし、これに係る郵便料金等諸経費も受託者の負担とする。

(3) 研修に使用する資料については、受託者において必要部数を作成すること。なお、資料作成に係る経費は受託者の負担とする。また、資料原案は、あらかじめ岡山県生活衛生課に提示し了承を得ること。

(4) 研修会場の調達は受託者において行うものとし、これに係る会場使用料等諸経費は受託者の負担とする。なお、会場の選定にあたっては、受講者の交通の便宜を十分配慮すること。

(5) 研修に係る講師の調達は受託者において行うものとし、これに係る講師の旅費、謝金等諸経費については受託者の負担とする。

(6) その他、研修の計画、実施、報告に係る諸経費については、受託者の負担とする。